



平成23年 回顧と展望

# 東日本大震災と警察



警察庁

焦点 第281号

平成24年3月

立入禁止

立入禁止

（警対策基本法）上

# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 東日本大震災の被害状況</b> .....	<b>2</b>
● 津波災害 .....	2
● 原子力災害 .....	4
● 交通網の麻痺・計画停電 .....	5
<b>第2章 被災地における警察の活動</b> .....	<b>6</b>
● 避難誘導 .....	6
● 救出救助・捜索 .....	8
● 交通対策 .....	10
● 検視・身元確認 .....	14
● 原子力災害への対応 .....	17
● 安全・安心の確保 .....	22
<b>第3章 被災地での警察を取り巻く状況</b> .....	<b>26</b>
● 警察官の被害 .....	26
● 警察施設の被害 .....	27
● 過酷な勤務環境 .....	28
<b>第4章 警察活動の支え</b> .....	<b>30</b>
● 全国警察からの特別派遣 .....	30
● 警察の情報通信 .....	32
● 関係機関との連携 .....	34
● 医師・歯科医師等との協働 .....	36
● ボランティアや民間事業者との連携 .....	37
● 海外からの支援部隊 .....	38
● 被災者との交流・激励 .....	39
<b>第5章 震災の教訓を踏まえた今後の取組</b> .....	<b>40</b>
● 東日本大震災における警察活動の検証 .....	40
● 今後の災害対策の検討 .....	41
● 津波災害対策の強化 .....	42
● 原子力災害対策の強化 .....	43
● 広域的な部隊運用の拡充 .....	44
● 業務継続性の確保 .....	45





## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模となる平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震が発生し、各地を激しい揺れが襲いました。そして、この地震により生じた高い津波は、東北地方の太平洋沿岸を始めとする広い地域を襲うとともに、原子力発電所における事故等を引き起こしました。

本震災の影響は、全国に波及しました。特に岩手・宮城・福島 の 3 県では、多数の死者・行方不明者の発生、建物の流失など、正に壊滅的な被害が生じました。また、原子力発電所における事故の影響は長期間に及び、震災発生から 1 年が経過した現在も、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。

ここに改めて、本震災により犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災地の 1 日も早い復興を願うばかりです。

警察では、震災の発生以来、被災県警察を中心に、全国警察から多くの部隊を派遣して全国警察一体となった体制を確保し、厳しい環境の中で、被災者の避難誘導や救出救助、行方不明者の捜索、各種の交通対策、検視・身元確認、原子力災害への対応、被災地における安全・安心の確保といった幅広い活動に取り組んできました。

この「東日本大震災と警察」を通じて、警察の災害対策について御理解をいただくとともに、自然災害への備えについて考えていただく契機となれば幸いです。

# 第1章 東日本大震災の被害状況

## 1 津波災害

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模となる**平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震**が発生し、宮城県栗原市において震度 7 を観測するなど、東日本各地で激しい揺れを観測しました。

また、この地震により生じた高い津波は、東北地方の太平洋沿岸を始めとする各地を襲うとともに、福島第一原子力発電所における事故等を引き起こしました。政府は、この地震によってもたらされた災害を**東日本大震災**と命名しました。



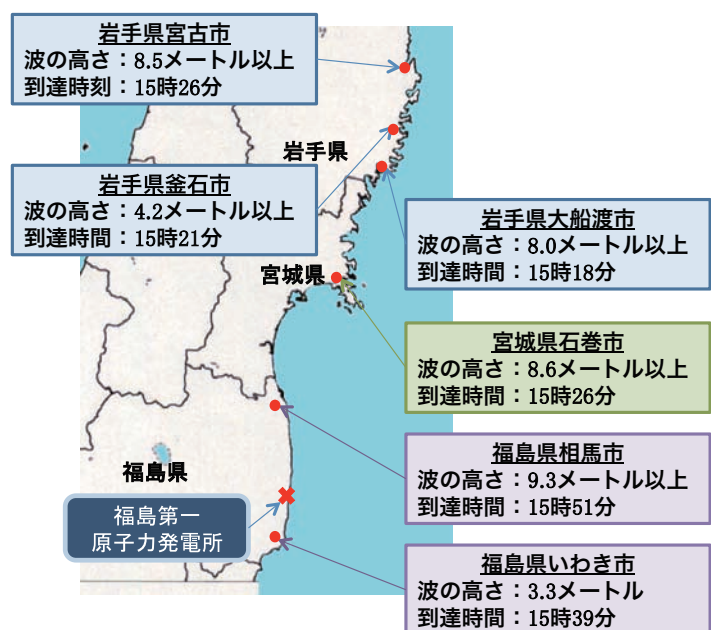
集落に襲いかかる津波 (岩手県陸前高田市)



塩釜警察署3階から撮影した街の様子 (宮城県塩竈市)

### 人的被害

東日本大震災では、地震による激しい揺れに加えて、地震発生直後から各地の沿岸に到達した大規模な津波により、甚大な被害が生じました。この津波は、東北地方太平洋沿岸部においては、**高さが9メートル以上**にもなり、川を遡上するなどして広範囲に及ぶ地域を襲いました。東日本大震災による全国の**死者は 15,854 人、行方不明者は 3,155 人、負傷者は 26,992 人**に上ります (24 年 3 月 11 日現在) が、死者の**90%以上の死因は溺死**であることが判明しています。



各地の最大の津波の高さ及び到達時間



## 第1章 東日本大震災の被害状況

さらに、津波は、家屋等の建物を破壊し、電気や水、ガスなどのライフラインを寸断したため、被災地に居住する多くの人々は自宅で生活することが困難となり、避難所等での生活を余儀なくされ、避難者の数は23年3月14日時点で約47万人に上りました。現在でも、避難所こそ全て解消されているものの、34万人以上\*の人々が、仮設住宅等での避難生活を送っています。



避難所の様子 (岩手県大槌町)

### 物的被害

津波は、多くの人々の命を奪っただけでなく、家屋を始めとする多くの建物等にも甚大な損害を与えました。東日本大震災における建物被害は、全壊129,107戸、半壊254,139戸、全焼・半焼281戸、床上浸水20,427戸、床下浸水15,503戸に上り(24年3月11日現在)、さらに、多数の道路損壊、橋梁被害、堤防決壊等が生じましたが、その多くが津波によるものと考えられます。

特に沿岸部においては、住宅街が津波に飲み込まれ、壊滅的な損害が生じただけでなく、農地が海水に浸かり、港湾設備や船舶が流失するなど、農業や漁業等の産業基盤が大打撃を受けたほか、広範囲に及ぶ浸水により、地方自治体や警察等の生活に不可欠な行政機関や、医療機関等の生活インフラを含めた社会基盤全体に大きな損害が生じました。また、浸水やがれきなどによる被災地の道路網の寸断は、救援のための物資や人員の供給や救助活動を困難なものとし、震災直後の救助・復旧活動において大きな妨げとなりました。



がれきに覆われた街 (宮城県多賀城市)



津波に飲み込まれた街 (岩手県陸前高田市)

\* 平成24年3月6日付け緊急災害対策本部「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について」

# 第1章 東日本大震災の被害状況

## 2 原子力災害

東北地方太平洋沖地震とそれにより発生した津波により、福島第一及び第二原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項第2号の規定に該当する非常用炉心冷却装置注水不能等の事象が発生しました。これを受け、政府は原子力緊急事態宣言を発し、避難等の指示や警戒区域等の設定が発令されることとなりました。



福島第一原子力発電所に押し寄せる津波  
(東京電力株式会社)

### 事故発生の経緯

地震の発生直後、福島第一及び第二原子力発電所の運転中の各原子炉は自動停止しました。

しかし、津波により冷却設備や非常用電源等が機能を喪失し、全交流電源を喪失したため、高温状態にある原子炉を冷却することができなくなるなど、深刻な事態が生じました。

これを受け、平成23年3月11日19時03分には福島第一原子力発電所について、12日7時45分には福島第二原子力発電所について、**原子力緊急事態宣言**が発令され、その



事故が発生した福島第一原子力発電所3号機  
(東京電力株式会社)

後、ベント（原子炉格納容器内部の蒸気を外部へ排出する措置）の開始、原子炉への注水等の措置が執られましたが、**水素爆発の発生やがれきの散乱**等により、災害対処は困難を極めました。原子力安全・保安院は、国際原子力・放射線事象評価尺度（International Nuclear and Radiological Event Scale: INES）において、**福島第一原子力発電所についてはレベル7（暫定）**（広範囲な影響を伴う事故）、**福島第二原子力発電所についてはレベル3（暫定）**（重大な異常事象）として、それぞれ4月12日、3月18日に国際原子力機関（International Atomic Energy Agency：IAEA）に通報しました。



## 住民の避難措置

3月11日21時23分には、内閣総理大臣から、福島県知事を始めとする関係自治体首長に対して、福島第一原子力発電所から半径3キロメートル圏内の住民の避難及び半径3～10キロメートル圏内の住民の屋内退避を求める避難指示が下されました。その後、避難区域は拡大し、3月15日までに福島第一原子力発電所から**半径20キロメートル圏内の避難及び半径20～30キロメートル圏内の屋内退避**が指示されました。

4月22日には、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内が立入りの規制される**警戒区域**に、警戒区域の周辺に位置する地域は**計画的避難区域**及び**緊急時避難準備区域**にそれぞれ設定されました。

このように、福島第一及び第二原子力発電所における原子力災害により多くの住民が避難を余儀なくされたほか、住民が避難し**無人となった地域では盗難が多発**するなど、様々な問題が生じました。さらに、**放射線による汚染**が広範囲に及び、放射線の影響が疑われる農産物等に出荷制限が行われる一方、風評被害が発生するなど、我が国の社会や経済に甚大な影響が生じることとなりました。



## 3 交通網の麻痺・計画停電

首都圏では、地震を受けて公共交通機関が運行を停止し、主要な道路も大混雑したために交通網が麻痺し、多くの人々の帰宅が困難となりました。東京都内の一時受入れ施設で夜を明かした人は**約94,000人\***にも上りました。

さらに、震災発生以降、原子力発電所における事故の影響を受け全国各地の原子力発電所が運転を停止するなどしたため、全国規模で大規模な電力不足が生じ、一部の地域では**計画停電**が実施されました。その結果、**企業活動等に大きな影響**が及んだほか、計画停電実施時には**多数の信号機が滅灯**(信号が表示されない状態)したり、**街路灯が消灯**したりするなど、国民生活全体に大きな影響が及びました。



帰宅困難者の滞留及び交通渋滞の状況(東京都港区)

\* 平成23年3月12日付け東京都災害即応対策本部発表

## 第2章 被災地における警察の活動

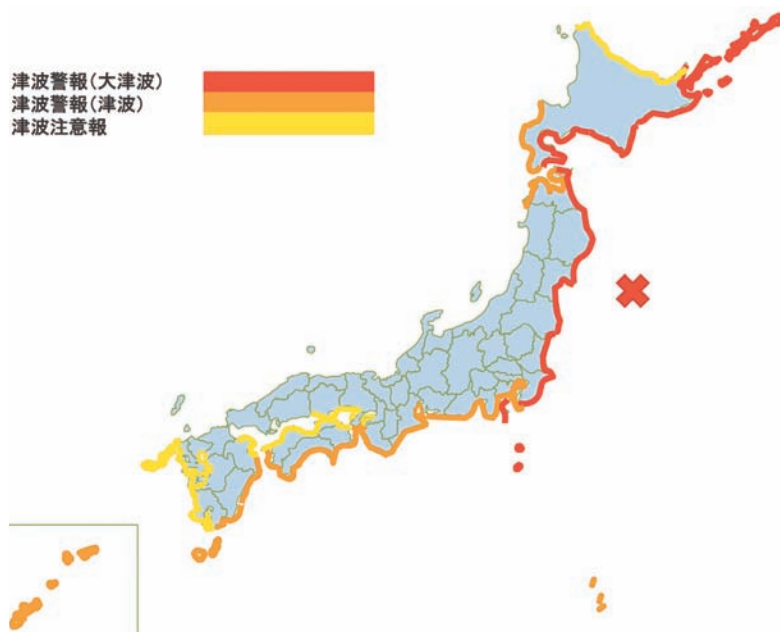
### 1 避難誘導

#### 津波警報等の発表

地震発生直後、気象庁により岩手県・宮城県・福島県沿岸に津波警報（大津波）、北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸、茨城県沿岸、千葉県九十九里及び外房、伊豆諸島に津波警報が発表されました。さらに、15時30分には津波警報の範囲が太平洋沿岸全域に拡大されました。

警察では、津波警報・注意報が発表された地域を管轄する全国各地の警察署等において、パトカー等による広報活動や沿岸部での避難誘導等を行いました。

津波警報(大津波)  
津波警報(津波)  
津波注意報



気象庁による津波警報・注意報の発表状況  
(平成23年3月11日15時30分現在)

#### 被災地における避難誘導

被災県警察においては、地震発生とともに災害警備本部を設置し、各警察署等に対して一斉指令を発するなどして避難誘導の実施を指示しました。災害警備本部では、ライフラインが途絶え情報が錯綜する中で、関係機関と連携して津波情報、被害状況等の情報収集に努めるとともに、各警察署等に対して津波警報等の状況、高台への避難誘導についての指示を繰り返し行いました。

各警察署等においても、地震発生直後から、沿岸部に多くの警察官を派遣して津波情報に関する広報を行うとともに、津波による被害の発生する危険性が高い地域においては、限られた時間の中で住民を高台に避難させるなど、迅速な避難誘導を行いました。しかし、その中で、数多くの警察官が津波に襲われて殉職しました。



沿岸部の集落を襲う津波(岩手県陸前高田市)



### 事例 ～津波が迫る中での避難誘導～

#### ■ 列車からの避難誘導

福島県警察学校の初任補修科卒業式を終えた新人警察官2人は、相馬警察署に帰署途中の列車内で地震に遭遇しました。両警察官は乗客の負傷の有無を確認するとともに、津波警報（大津波）の発令を携帯電話で認知したことから、先頭と最後尾に分かれて乗客約40人を高台へ誘導し始めました。

背後から津波が迫り来る中、最後尾で誘導を実施していた警察官は、偶然通りかかった軽トラックを停車させ、足を痛め最後尾を歩いていた女性を助手席に乗車させるとともに、自らは軽トラックの荷台に乗り込み、難を逃れました。

列車は津波に飲み込まれて脱線転覆しましたが、乗客らは全員無事に避難することができました。



津波により折れ曲がった列車（福島県新地町）



列車の乗客らを津波から守った警察官

#### ■ 先人からの教え

津波警報（大津波）の発令に伴い、沿岸部住民等の避難誘導を実施していた青森県八戸警察署の警察官は、青森県八戸市内の新井田川の河口付近で川底が見えるくらいまで水が引いている状況を確認しました。この警察官は、先人からの言い伝えを思い出し、「大規模な津波が押し寄せてくる」との危機感を抱いたことから、住民等に対し高台に向かうよう懸命に呼び掛け、約150人の住民等を無事避難させました。



道路に押し寄せる津波（青森県八戸市）



津波に押し流された船舶（左同）

### 2 救出救助・捜索

#### 救出救助

東日本大震災では、地震による揺れ及び地震に伴い発生した津波により、家屋の損壊、がれきや土砂の山積、浸水等の被害が広範囲に発生しました。このため、**高台へ避難した住民等が孤立する事例**が数多くみられるなど、被災者の救出救助に当たっては困難を極めました。

警察では、地震発生直後から広域緊急援助隊や機動隊等を全国から派遣し、被災地の県警察と一体となって被災者の捜索、救出救助活動を実施することで、**約 3,750 人の被災者を救出救助**しました。これらの活動に当たっては、災害救助犬やエンジンカッター、ボート等の装備資機材を活用するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）に機動隊員が同乗し、被災者を釣り上げて救助したり、足場の悪い中、警察官が数珠つなぎとなって孤立集落から救助するなどの方法が執られました。



広域緊急援助隊による救出救助の様子  
(上：宮城県名取市、下：宮城県仙台市)

#### 事例 ～地震発生から9日ぶりの救出～

平成 23 年 3 月 20 日 16 時 5 分頃、宮城県石巻警察署の警察官 4 人は、宮城県石巻市内において捜索活動を実施していたところ、倒壊家屋から助けを求める少年を発見しました。少年から、「家の中にまだ祖母がいる」という訴えを受けたことから、警察官 1 人が家屋に入って探索したところ、倒れたクローゼットの上で、がれきに阻まれ動けなくなった高齢の女性を発見したため、消防と共同で救出し、2 人を鹿児島県警察のヘリコプターで病院に搬送しました。



倒壊家屋からの救出状況



### 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索に際しては、多数のがれき、土砂の山積、津波による浸水が活動の妨げとなったほか、夏冬の厳しい気候、空気中に漂うがれき等の粉じんにより、過酷な環境下での捜索活動を余儀なくされました。岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察では、平成24年3月11日までに延べ約26万人に上る全国からの特別派遣部隊の応援を得て、沿岸部を中心に捜索を行い、**15,000体以上の遺体を発見・収容**しました。



がれきの中での捜索（宮城県名取市）

#### 活動の最前線から ～行方不明者の捜索～

私は平成23年3月20日から24日まで、福島県相馬市に派遣され、行方不明者の捜索活動を行いました。

活動最終日、一人の男性から「私の家が流され、妻と娘の遺体はこの辺りで見つかったが、3歳の息子だけが見つからない。」との申告を受けました。私たちはすぐに、2人の御遺体が発見された場所周辺を手作業で捜索しましたが、出てくるのはぬいぐるみや名前の書かれた衣類ばかり。それでも「もう少しの辛抱だからね。」と心の中で叫びながら捜索を続けました。



福島県相馬市における捜索活動

しかし現実には厳しく、捜索を打ち切らざるを得ない時間となりました。私は断腸の思いで「我々の力及ばず、息子さんを見つけることができませんでした。」と、男性に説明したところ、男性は「いいえ、私の息子のためにこんなにたくさんの警察官の方々に捜していただいて、きっと息子も喜んでくれるはずですよ。」と涙ながらに感謝の言葉を述べられ、何度も頭を下げられたのです。

3日後、息子さんの御遺体は次の派遣部隊により、我々の捜索場所付近で発見されました。私は、このときの熱い想いを決して忘れず、そして「国民が安全で安心して暮らせる街をつくり、守り抜くことが我々警察官に与えられた使命である。」ということ、改めて肝に銘じています。

前近畿管区機動隊第二大隊第三中隊長（現警察庁警備局警備課） 藤田恵一

## 第2章 被災地における警察の活動

### 3 交通対策

#### 緊急交通路の確保

警察では、地震発生の日(平成23年3月12日)には、人命救助や緊急物資輸送に必要な車両等の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、東北自動車道、常磐自動車道、磐越自動車道の一部区間等を緊急交通路\*に指定しました。

その一方、3月16日から22日にかけて、高速道路の補修状況等に応じて、交通規制の実施区間を順次縮小し、残る規制区間においても大型車を規制の対象から除外するなど、交通規制による市民生活への影響を最小限にとどめるよう努めました。

その後、3月24日には、主要高速道路の交通規制を全面解除しました。



東北自動車道矢板ICでの流入規制



常磐自動車道水戸IC~那珂IC間での路面の陥没と波打ち

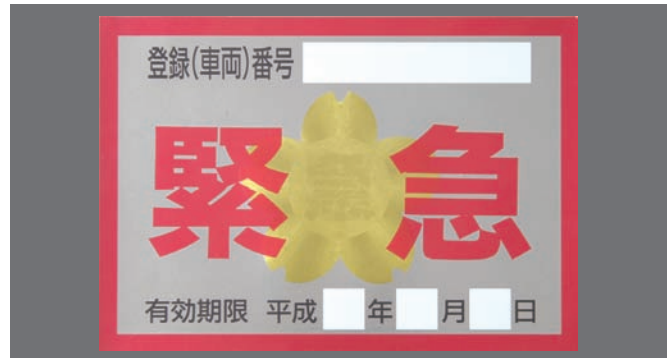
\* 災害対策基本法第76条の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときに、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止・制限するために都道府県公安委員会が指定する道路の区間。



### 緊急通行車両確認標章の交付

緊急交通路の指定に伴い、警察では、緊急交通路の通行に必要な**緊急通行車両確認標章**（災害対策基本法施行令第33条第2項に規定する標章）の適切な交付を図りました。指定当初は公的機関の災害応急対策、政府の緊急物資輸送への協力、食料、医薬品、燃料等の輸送を行う車両への交付を最優先としましたが、道路の補修状況や被災地の状況を踏まえ、**交付対象を柔軟に拡大**しました。また、手続の簡素化による迅速な交付にも努め、特にタンクローリーに対しては、警察署に加えて、高速道路のインターチェンジでも交付を行いました。

交通規制が全面解除された3月24日までに、**合計163,208枚の標章を交付**しました。



緊急通行車両確認標章

- 3/12 医薬品、医療機器等の輸送車両
- 3/13 食料品、生活用品、燃料等の輸送車両  
医師・歯科医師の使用車両  
建設機械等の輸送車両
- 3/14 高速バス
- 3/15 家畜の飼料の輸送車両
- 3/16 タンクローリーにICでも交付
- 3/22 大型車等は標章なしで通行可
- 3/24 交付終了

交付対象の拡大等の経緯(概要)

### 被災地における交通規制

被災地では、信号機が倒壊したり道路が冠水して通行できなくなるなど、交通基盤に大きな障害が生じました。警察は、地震発生直後から延べ**8万人以上**の広域緊急援助隊（交通部隊）等を派遣し、**緊急交通路を確保するための交通規制担保措置**や**信号滅灯交差点等における交通整理**を実施しました。



通行不能となった橋への交通規制（宮城県名取市）



交通整理にあたる警察官（岩手県大船渡市）

## 第2章 被災地における警察の活動

### 運転免許手続に関する対応

#### ■ 運転免許証の有効期間の延長

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による災害が、特定非常災害特別措置法の特定非常災害として指定されたことに伴い、同法に基づき、地震発生日以降に運転免許証の有効期間が満了する被災者については、**23年8月31日まで有効期間を延長**するなどの措置を講じました。

#### ■ 運転免許証の再交付の推進

運転免許証が自動車等の運転の際に必要であること、身分証明書として有用であることを踏まえ、震災後の業務の復旧を進めた結果、**4月3日までに運転免許センター等が被災した全ての県において再交付業務を再開**しました。

また、再交付申請の際に必要な写真を警察で撮影するほか、住所地を離れて避難生活を送っている被災者に対しては、住民票の写し等に代えて避難施設の責任者等が作成する居住証明書による再交付申請を受け付けるなど、**被災者の負担軽減**に努めました。このほか、岩手県及び宮城県においては、被害の大きかった沿岸部の被災者の利便を図るため、小中学校等に**再交付申請の臨時窓口**を設置しました。



臨時窓口の設置 (岩手県釜石市)



申請者への説明 (岩手県釜石市)



免許用写真の撮影 (左向)

### 自動車保管場所証明手続に関する対応

東日本大震災により自宅や自動車を失った被災者からの自動車保管場所証明申請について、申請書類を簡素化し、保管場所の現地調査を省略するなど、可能な限り簡便な手続で、速やかに自動車保管場所証明書を交付することとしました。



### 計画停電による信号機の滅灯への対応

地震や津波によって、原子力発電所や火力発電所が大きな被害を受け、電力需要に対応した十分な電力供給を常時行うことが困難となったことから、東京電力株式会社の管内において、3月14日から計画停電が実施されました。

計画停電の実施時には、多数の信号機が滅灯したため、警察では、可搬式発電機を購入・借用するなどして対応したほか、信号機が滅灯した主要な交差点に警察官を配置して**手信号等による交通整理**を行いました。特に、信号機の滅灯が約20,200か所に及んだ3月17日には、約3,100か所で約7,300人の警察官が交通整理に従事しました。

また、信号が滅灯している場合の道路における通行について、**計画停電時の自動車等での外出の自粛、信号機滅灯交差点での警察官の指示の確認、警察官がいない場合の一時停止等の励行等、留意すべき事項**を記載した広報資料を作成し、ホームページ等で呼び掛けました。



滅灯した信号機



信号機が滅灯した交差点における交通整理  
(茨城県水戸市)



信号機が滅灯した交差点において交通整理をする  
警察官 (神奈川県逗子市)

## 第2章 被災地における警察の活動

### 4 検視・身元確認

#### 検視等

犠牲者の遺体は、警察において検視等を行い、身元を確認した上で遺族に引き渡すこととして、います。大規模災害時には、被害規模を正確に把握する上でも、警察による検視、身元確認等の活動は非常に重要となります。特に多くの遺体が収容された岩手県、宮城県及び福島県には、全国の都道府県警察から、**延べ約 25,000 人、1日当たり最大 497 人**の広域緊急援助隊（刑事部隊）が派遣され、**医師や歯科医師の協力**を得て、遺体の検視、身元確認等を行いました。

これらの活動は、体育館の長机を検視台代わりにするなど応急的に活動環境を整備した上で、**断水や停電等の厳しい条件**の中、遺体の全身に付いた泥を川やプールから汲み上げたわずかな水で丁寧に洗い落とし、数少ない照明の下で身元特定に資する手術痕や痣等<sup>あざ</sup>を細心の注意を払って確認しながら行われました。

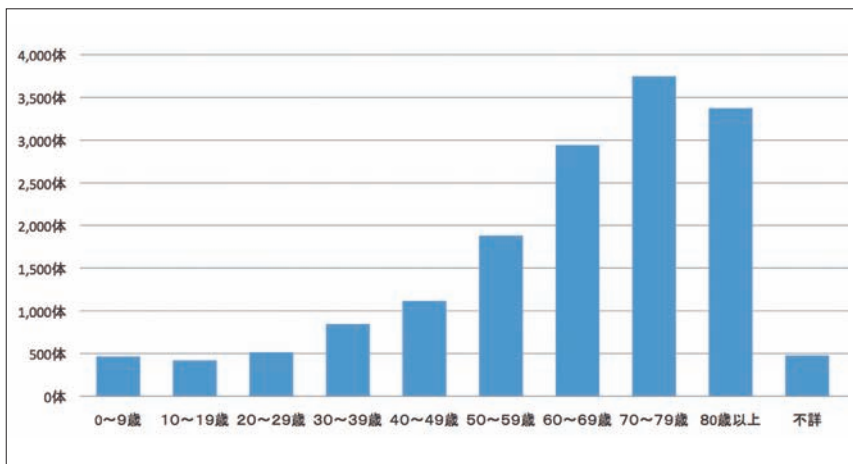


遺体の安置状況 (宮城県利府町)

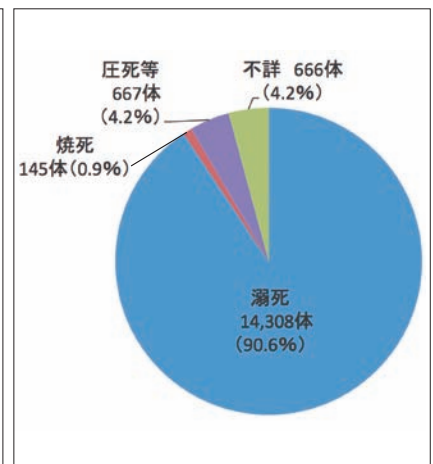


検視等の実施状況 (宮城県角田市)

警察で検視等を行った遺体は **15,000 体を超え**、その **90%以上の死因が溺死**でした。また、年齢が判明している死者の約 65%が 60 歳以上であり、津波の押し寄せる中で、**多くの高齢者の方々が逃げ遅れる**などして犠牲となった実態が浮き彫りとなっています。



死者の年齢別内訳 (24年2月29日現在。岩手県、宮城県及び福島県において検視等を行った遺体を対象とする。)



死者の死因内訳 (左同)



### 身元確認

遺体の身元確認は、その所持品や発見場所からの氏名や住所の特定、遺族による対面等により行いますが、今回の震災に伴い収容された遺体は、津波に飲み込まれて**居住地等から相当離れた場所で発見**されたり、**所持品等が流失**しているケースも多く、身元確認の作業は難航しました。

こうした中で、家族の安否が確認できない被災者の方々が、わずかでも手掛かりを得ようとして、居住する県内だけでなく県外の遺体安置所にまで、連日、足を運んでいる状況もみられました。

このため、警察では、事後の身元確認に備え、検視等に際して**遺体の指紋、掌紋及びDNA型検査資料の採取や歯牙形状の記録を徹底**して行うとともに、**遺体安置所に遺体の写真やその着衣、性別、身体特徴等の情報を掲載した台帳**を備え付け、**県警察のウェブサイトにもこれらの情報を掲載**するなど、被災者の心情にも配慮した取組を行いました。



遺体安置所を訪れた遺族への対応



台帳の備え付け



県警察ウェブサイトでの着衣等の  
写真の掲載



台帳の供覧

## 第2章 被災地における警察の活動

また、行方不明者の家族から、行方不明者本人に係る**DNA型検査資料の提供**を受けるほか、**日本赤十字社の協力**により、行方不明者の献血した血液検体の提供を受け、これらと収容された遺体のDNA型との照合を行うなど、様々な手法による身元確認を行っています。

こうした取組により、収容された遺体の**約 97.1%となる 15,331 体**について身元が特定されています(24年3月11日現在)。

### 事 例 ～法医学者の手記～

その日は被災地の小学校の体育館だった。天井からつるされたブルーシートで仕切られ、玄関側で警察官や法医学者が遺体の検視、検案を行う。ステージには身元の特定された遺体が棺に入れられ、家族との面会を待っていた。(中略)

ステージから常に遺族の泣き声やおえつが漏れていた。必死でこらえる声、運命を呪う声、ぶつける先のない怒りの声を聞きながら、「冷静な科学者でいなければ」と必死に自制した。

しかし、自分の娘によく似た小さな遺体を目にしたとき、涙をこらえられなかった。大切に抱えていた緊急持ち出し袋には大量のレトルト食品が詰め込まれていた。持って走るには、きつと重すぎただろう。(中略) 着の身着のままで逃げていけば…。そう思わずにはいられなかった。

(平成 23 年 4 月 4 日東京新聞夕刊)



検視の様子

### 事 例 ～現場警察官の声～

●「遺体をなるべくきれいにしてあげたいが、水不足のため、やむなく川の水を汲み上げてきて、タオルで何度も何度も遺体を拭き清めている。」

●「震災で家族を失った悲しみを胸に秘め、黙々と管内住民の遺体の捜索に従事している警察官が何人もいる。」

●「帰隊する際、敬礼で見送ってくれた県警の人が泣いていた。「この人たちも被災者なんだ」と痛感した。」

●「倒壊家屋における行方不明者捜索の際、家人の女性から「孫の成人式の写真をどうしても探してほしい」と言われ、がれきの下から写真を見つけ出した時にとっても感謝された。行方不明者を捜すことも大切であるが、それぞれの思い出の品や写真を見つけてあげることもとても大切なことだと実感した。」



遺族への遺品の返却



### 5 原子力災害への対応

#### 避難誘導

原子力発電所の周辺の住民等に対し避難指示等が発令されたことに伴い、警察では、福島第一及び第二原子力発電所周辺において、住民等の避難誘導、交通整理、検問等を実施しました。

また、避難指示区域内の一部病院や老人介護施設には、**自力での避難が困難な要援護者**がいましたが、本来、避難誘導活動の主体となる自治体の機能が麻痺していたことから、要援護者の早期避難のため、福島県双葉警察署、同県警察機動隊等が緊急の措置として、自衛隊と連携して救出救助活動を行いました。

これらの要援護者を避難させる際には、警察が保有するバス等を活用するとともに、民間の観光バスを警察官が運転するなどして車両不足を補い、平成23年3月13日から15日未明にかけ、夜を徹して、要援護者を県内の避難所や病院に搬送しました。



機動隊による要援護者の搬送

#### 事例 ～総理指示の伝達～

福島第一原子力発電所で発生した事故に関して、内閣総理大臣から、関係自治体の長に対して避難指示等が発令されたものの、地震に引き続いて原発事故が発生していたことから自治体は混乱しており、県の防災行政無線等による当該指示の到達が確認できない状態となりました。

警察では、警察庁と福島県警察本部との緊密な連携の下、**官邸から福島県警察本部に対して総理指示の内容を直接伝達し、これをあらかじめ各自治体に配置したパトカーに警察無線を通じて伝え、受信した警察官から自治体に直接口頭で示達させました。**これにより、警察は、**確実な総理指示の伝達・避難地域住民の早期避難**に貢献しました。

## 第2章 被災地における警察の活動

### 放射線量のモニタリング

警察では、福島第一原子力発電所における事故直後の3月12日から7月12日までの間、高度な対処能力を有する警視庁公安機動捜査隊を現地に継続的に派遣するとともに、その他の道府県警察のNBCテロ対応専門部隊を順次派遣し、**空間放射線量の測定**を行いました。

また、福島県警察においても、県機動隊出身者等による安全管理サポート班を編成し、県内各地における放射線量の測定を行っており、派遣部隊による活動が終了した後も活動を継続しています。



空間放射線量の測定 (福島県大熊町)

### 原子炉建屋への放水

地震と津波の影響により、福島第一原子力発電所3号機の使用済み核燃料貯蔵プール内に保管された核燃料から、大量の放射性物質が大気中に漏れ出すおそれがあったことから、経済産業省は、警察にプールへの注水を要請しました。これを受けて、**警視庁の機動隊員等13人**は、3月17日、**使用済み核燃料貯蔵プールに向けて約44トン**の水を放射しました。

これまで、使用済み核燃料貯蔵プールに向けた地上からの注水例はありませんでしたが、隊員らは、刻一刻とその量が増える放射線にさらされながら、本来の目的である暴動鎮圧とは別の用途で放水を行わなければならないという困難な状況の中、使用済み核燃料貯蔵プールへ一定量の注水を行うことに成功し、その後の**自衛隊や東京消防庁等による放水の先駆け**となりました。



放水に臨む警視庁機動隊



高圧放水車



### 事例 ～フクシマの英雄たち：アストゥリアス皇太子賞～

平成23年9月7日、スペインのアストゥリアス皇太子財団は、科学、文化、社会の各分野において国際的に活躍し、人類に貢献しているとみなされた個人、機関、組織に対して贈られる「アストゥリアス皇太子賞・共存共栄部門賞（The Prince of Asturias Award for Concord）」を、自らの危険を顧みず、福島第一原子力発電所の事故対応に当たった「フクシマの英雄たち」に授与すると発表し、10月21日、スペインのアストゥリアス州オビエド市において、2011年アストゥリアス皇太子賞の授与式が開催されました。

この授与式には、「フクシマの英雄たち」を象徴する人物として、警察、消防、自衛隊からの代表5名が出席し、警察からは、福島第一原子力発電所3号機の使用済み核燃料貯蔵プールに対する警視庁機動隊の高圧放水車による放水の指揮を執った警視庁警備部警備第二課管理官大井川 典次警視と、福島第一原子力発電所における事故の発生直後から、福島第一原子力発電所の所在する双葉町等を管轄する警察署長として、自力では避難が困難なお年寄りや病院の入院患者に寄り添い、最後まで現場において住民の避難誘導を指揮した福島県双葉警察署長（当時）<sup>わたなべ まさみ</sup>渡邊 正巳警視が出席しました。

巨大地震と大津波、それに引き続く福島第一原子力発電所による事故から、「住民を一人でも多く、かつ一刻も早く」との思いで避難誘導・救出救助活動等に当たった全警察職員の努力と、警視庁機動隊による放水を始めとして、事態が急変し、混乱する状況の中で、強い使命感を持って福島第一原子力発電所の事故対応に当たった全警察職員の活動が世界的に認められた受賞となりました。



2011年アストゥリアス皇太子賞授与式  
(アストゥリアス皇太子財団)

## 第2章 被災地における警察の活動

### 半径 20 キロメートル圏内における搜索活動

福島県警察と警視庁の特別派遣部隊は、他の機関に先駆け、4月7日から、福島第一原子力発電所の半径 10 キロメートルから 20 キロメートル圏内において行方不明者の合同搜索を、福島県警察は、4月14日から、半径 10 キロメートル圏内において搜索をそれぞれ開始しました。現在に至るまで、多くの都道府県警察から警察官を派遣しつつ、搜索を継続しています。

特に、半径 10 キロメートル圏内では、当初道路上のがれきの撤去が進んでおらず、手作業でがれきをかき分けて搜索を実施するなど、過酷な環境下での活動となりました。その後、地元の民間事業者と連携して重機でがれきを撤去しながら搜索を実施しました。



原子力発電所周辺における行方不明者の搜索

### 事例 ～原発周辺での搜索活動～

(前略) 人影の消えた一帯は、津波に襲われた直後から時間が止まった荒野のようだった。集落に積もった土砂の中から1歳に満たない乳児の遺体が見つかった。「苦しかっただろうに」。胸が締めつけられた。顔に付いた泥を手で拭い、隊員達で手を合わせた。

避難した住民は、家族や知人を搜索したくてもできない。「代わりに見つけて家族のもとへ返してあげるのが自分たちの責務」。白い防護服を着て線量計の数字を確認しながらの搜索で、そんな思いを強くした。(後略) (平成 23 年 4 月 13 日読売新聞朝刊)





### 警戒区域の設定に伴う活動

警戒区域の設定（4月22日）に伴い、関係者以外の者の立入禁止措置の実効性を確保するため、警察では、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏周辺の主要道路上において、**24時間体制での検問**を行っています。また、警戒区域内への一時立入り（5月10日～）に伴い、住民を乗せたバスの先導、立入区域周辺における警戒・警ら活動等、**住民の一時立入りに対する支援活動**を行っています。



半径20キロ圏周辺における検問（福島県川内村）



野田内閣総理大臣による検問部隊の視察（内閣広報室）

### 警戒・警ら活動

ほとんどの住民が避難した福島第一原子力発電所の周辺地域では、空き巣や出店荒しといった**侵入窃盗の認知件数が大幅に増加**しました。

このため、福島県警察では、6月2日以降、**特別警備隊を編成**して重点パトロールを行うなど、**警戒体制を強化**しています。



半径10キロ圏内におけるパトロール（福島県双葉町）



半径20キロ圏内におけるパトロール（福島県南相馬市）

### 警察職員の安全確保

福島第一原子力発電所周辺における活動に従事する警察職員に対しては、事前に放射線等に関する教養を実施しています。

また、福島第一原子力発電所周辺で各種活動に従事する警察職員は、**放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク**を装着するとともに、**個人被ばく線量計**を携帯し、被ばく量を管理した上で活動を行っています。

### 6 安全・安心の確保

#### 地域警察特別派遣部隊によるパトロール

被災地における犯罪の発生を抑止し、地域の安全・安心を確保するため、平成23年3月18日から、**制服警察官とパトカーによる警戒活動を行う地域警察特別派遣部隊**（1日当たり最大時約450人、200台超）を全国から被災県に派遣し、避難所や仮設住宅を始め、被災地域のパトロール、犯罪の抑止・検挙、防犯指導・広報等の活動を推進しています。



パトロールをする佐賀県警察官  
(宮城県南三陸町)



警戒活動に出発する和歌山県警察車両  
(宮城県石巻市)

#### 特別機動捜査派遣部隊による犯罪の取締り

犯罪発生時における初動捜査等を的確に行い、被災地における犯罪の取締機能を回復・維持するため、**刑事部門の私服警察官から成る特別機動捜査派遣部隊**を編成して、4月から、警察官と捜査用車両（1日当たり最大92人、23台）を被災県に派遣しています。この派遣部隊では、派遣された各県の警察と連携し、24年2月29日までに、殺人未遂、強盗、窃盗等の犯罪について**230件273人**を検挙しています。



出動する捜査車両 (岩手県盛岡市)



被害現場への臨場 (宮城県名取市)



### 避難所や仮設住宅の訪問を通じた相談対応

避難所や仮設住宅での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、**女性警察官等が避難所や仮設住宅を訪問して、被災者からの相談に対応**するなどの被災者支援活動を行いました。また、こうした活動を実施するに当たり、被災3県を除く全ての都道府県警察及び皇宮警察から女性警察官等（1日当たり最大115人）が被災県に派遣されました。



避難所で相談に対応する女性警察官（宮城県石巻市）

### 行方不明者相談への対応

警察では、全国から寄せられる被災者の親族等からの行方不明者相談に対応するため、**行方不明者相談ダイヤルを開設**するとともに、相談ダイヤルに寄せられた行方不明者の情報と避難所に避難している方の情報とを照合するなどして、**安否確認を推進**しました。

また、行方不明者の親族等からの求めに応じ、死亡届に添付する書面を発行（24年2月29日現在、全国で3,868件）しているほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応しています。

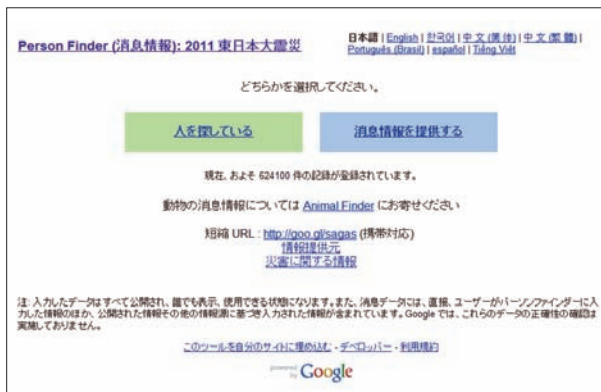


行方不明者相談ダイヤルの受理（宮城県）

### 事例 ～グーグルへの情報提供～

警察庁では、平成23年3月17日以降、都道府県警察から報告のあった死者の人的情報を広報したところ、グーグルから、被災者の消息情報をインターネットで検索できる同社の無料サービス「パーソンファインダー」における確かな情報更新のため、情報の提供依頼がありました。

警察庁では、同社に対して情報提供を行い、被災者の安否情報の伝達に貢献しました。



パーソンファインダーのトップ画面（C）Google

## 第2章 被災地における警察の活動

### 震災に便乗した悪質商法、詐欺等への対策

震災や原子力発電所の事故に便乗し、被災事業者をかたり電話で粗悪な海産物を販売した特定商取引法違反（不実の告知等）事案、内部被ばくの抑制効果をうたった無許可医薬品販売事案、義援金や災害支援金等の名目で金品をだまし取る詐欺、被災者に対する生活資金や事業資金の融資を装い手数料等の名目で現金をだまし取る詐欺等が全国各地で発生しています。24年2月29日までに、こうした震災に便乗した悪質商法等については15件、詐欺については67件を検挙しています。

警察では、震災に便乗した悪質商法、詐欺等の発生を受け、関連情報の収集や消費者センター等の関係機関・団体との情報共有を行った上、取締りの徹底を図るとともに、被害の拡大を防ぐため、政府広報、警察庁及び都道府県警察のウェブサイト等を利用した広報啓発活動や、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供等を推進しています。

義援金詐欺 → 相手方をよく確認!!

- 公的な機関・団体は、電話や訪問はしない。
- 振り込み先は、テレビ・新聞・ラジオ等で確認。

警察庁ウェブサイトによる注意喚起

### 流言飛語の実態と対策

被災地を始めとする全国各地では、「被災地では、ナイフで武装した外国人窃盗グループが荒らしまわっている」などといった被災者の不安心理をあおり立てるような流言飛語が、口伝えや電子メール、インターネット上の掲示板への書き込み等により流布しました。

警察では、国民がこうした流言飛語に惑わされないよう、避難所におけるチラシの配布等により、広く注意喚起を行いました。特に、インターネット上の流言飛語については、インターネット利用者に対する注意喚起を行うとともに、これらのうち、法令や公序良俗に反し、著しく国民の不安感を高める悪質な情報については、サイト管理者等に対し、利用規約等に照らして自主的に適切な対応をとるよう依頼しました。

平成23年3月28日  
宮城県警察本部  
生活安全企画課

防犯だより No. 7

りゅうげんひご

流言飛語に惑わされないで

正確な情報入手を!

※「流言飛語（りゅうげんひご）」とは・・・  
～根拠のないのに言いふらされる、無責任なうわさ。デマ

震災の発生に伴い、インターネットやチェーンメールなどで、事実と異なる情報が氾濫しています。

新聞やテレビ、ラジオ等から正しい情報を得るようにして下さい。

県警ホームページも是非ご確認下さい!!

～がんばろう・東北！がんばろう・宮城！～  
チラシの配布による注意喚起



### 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進

震災における復旧・復興事業等には、官民を問わず、長期にわたり多額の資金が投入されることから、暴力団等が各種事業に介入して違法行為を敢行したり、暴力団としての活動資金を獲得したりするおそれがあります。

これまで実際に、暴力団員が、仮設住宅工事から排除されたことに因縁を付け損害金を脅し取ろうとした恐喝未遂事件、派遣が禁止されている建設業務に労働者を派遣した労働者派遣事業法違反事件、緊急小口融資をだまし取った詐欺事件等が発生しました。

警察では、**暴力団排除対策推進会議**の開催等により、関係県警察間における連携や情報の共有を図りながら暴力団等の動向把握や取締りを徹底するとともに、各業界団体・関係省庁・関係地方公共団体に対して復旧・復興事業等に係る契約書等への**暴力団排除条項の導入**を要請したり、警察との**暴力団排除連絡協議会の設置**を促したりするなど、関係機関・団体との連携を強化し、各種事業への暴力団等の介入を阻止するための対策を推進しています。



暴力団排除対策推進会議の開催

### 津波により流出した金庫への対応

震災に襲われた被災地では、津波により流出した多数の金庫が拾得物として被災地の警察署に届けられました。これまでに被災3県で**合計約 6,000 個**の拾得がなされ、行方不明者の搜索等に追われる中、保管場所や事務体制の確保などが課題となりました。

このような事態に対して、被災地の警察署では、業者に委託して金庫の開扉を順次進め、通帳、権利書等の在中物件を手掛かりとして遺失者の特定に努めました。その結果、海水や泥による損傷がひどく、確認や仕分けに苦慮するなど様々な困難があったものの、24年2月10日現在、在中していた現金の総額約27億6,500万円のうち、**99.7%が所有者に返還**されています。



回収された金庫



金庫の開扉作業

## 第3章 被災地での警察を取り巻く状況

### 1 警察官の被害

#### 殉職者・行方不明者

東日本大震災では、数多くの警察官が職務執行中に被災し、命を落としました。これらのほとんどは、津波からの避難誘導や被害情報の収集に当たっている最中に津波に巻き込まれたものです。

本震災で死亡が確認された警察官は25名、行方不明となっている警察官は5名に上ります(平成24年3月11日現在)。

	殉職	行方不明
東北管区警察局	1人	0人
岩手県警察	9人	2人
宮城県警察	11人	2人
福島県警察	4人	1人
合計	25人	5人

#### 事例

茶の間でうたた寝しているような顔だった。宮城県警岩沼署の遺体安置室。冷たい体の八島裕樹巡査(24)が横たわっていた。警察官になってわずか2年の若すぎる死。「起きろ。迎えにきたぞ」。父良隆さん(50)が話し掛けた。傍らで母美津子さん(52)は、ただ泣くばかりだった。

勤務する岩沼署は、仙台市の南で太平洋に面する名取、岩沼両市を管轄する。11日午後2時46分の激しい揺れと大津波警報。パトカーで住民に避難を呼び掛けている最中、津波の濁流にのみ込まれた。遺体は15日、仙台空港の近くで見つかった。

人のためになりたい、地域で人と接する仕事をしたいと警察官を志願した。疲れた様子で帰って来ても、両親には「ハードだけどやりがいがある。市民がほっとしてくれたり、安心したりしてくれるのがうれしい」と話していた。

岩沼署では八島巡査を含む6人の署員が行方不明になった。「住民の救助に没頭しているに違いない」と美津子さんは信じた。しかし…(中略)

子どもやお年寄りに優しくかった。スキーのインストラクターとして子どもたちに指導することもあった。良隆さんは「きっと職務を全うしたのだろう。かなうなら、今2分だけでいいから生きている息子に会って、ほめてやりたい」と話す。(後略) (平成23年3月23日静岡新聞朝刊)



殉職職員に手を合わせる宮城県警察本部長



### 2 警察施設等の被害

#### 警察施設の被害

東日本大震災により、警察施設も大きな被害を受けました。福島県警察では警察本部庁舎が地震により被害を受けたため、一時使用が困難となり、災害対策本部機能を福島警察署に移転せざるを得なくなりました。そのほか、沿岸部にある警察署や交番を中心に、岩手県、宮城県及び福島県の3県で警察署 58 署 4 分庁舎、交番・駐在所 247 か所が被害を受け、そのうち、警察署 3 署、交番・駐在所 42 か所が現在も使用不能となっています（平成 24 年 2 月 24 日現在）。



岩手県大船渡警察署高田幹部交番



宮城県岩沼警察署関上駐在所



福島県相馬警察署磯部駐在所

#### 装備資機材の被害

東日本大震災では、津波により、岩手県、宮城県及び福島県において、車両 71 台、船舶 3 隻、航空機 2 機が被害を受け使用不能となるなど、警察の装備資機材にも大きな被害が生じました。





## 第3章 被災地での警察を取り巻く状況

### 3 過酷な勤務環境

#### 生活必需品の不足、不十分な休息

発災当初は、ライフラインや物流の途絶により、被災者と同様、被災地で活動する警察職員も水、食料等の生活必需品が不足しました。特に、被災地の警察署等に勤務する警察職員は、自らが被災者であっても、避難所には配分されている備蓄、救援物資等が十分に届きませんでした。

また、被災地の警察職員は、本来宿泊施設ではない勤務先の警察署の道場等で仮眠を取り、洗面、入浴、着替えをすることなしに連日活動を行いました。特別派遣部隊についても、発災当初は、公民館や体育館、あるいは自県から運転してきた車両内など、**厳しい環境下で仮眠**を取りながら、被災地での活動を続けました。

現在では、これらの勤務状況は改善されましたが、特別派遣部隊の中にはいまだに活動現場から遠距離にある地点で宿泊している場合があります。



ライフラインが途絶した施設の中で休息する警察官  
(宮城県登米市)

#### 浸水や大量のがれきの中での活動

津波による**浸水や大量のがれき**が警察活動の大きな妨げとなりました。浸水地域では、大量のがれきが沈んでいる危険な状況の中で、胴長靴を着用し、行方不明者の搜索活動を行っています。また、倒壊家屋や土砂により大量のがれきが山積し、粉じんが漂う中では、マスクやゴーグルを使用するほか、釘の踏み抜き等による受傷事故を防ぐため、手袋・プロテクター・レスキュー靴等を活用しています。



浸水とがれきの中での行方不明者の搜索 (左:宮城県七ヶ浜町、右:岩手県釜石市)



## 第3章 被災地での警察を取り巻く状況

### 厳しい気候

被災地では、3月から4月にかけて**最低気温が氷点下**となり、一部の地域では雪が降る日もみられるなど、非常に寒い中で活動に従事しました。特に、発災直後は津波による浸水地域が多く、厳しい寒さの中で水に浸かりながら、行方不明者の捜索等を行いました。

一方、福島第一原子力発電所周辺における夏期の活動は、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク、ゴーグル等を装着しながら、炎天下の中、非常に蒸し暑く**熱中症の危険**が伴う条件の下での活動となりました。



雪の中での捜索 (岩手県釜石市)



炎天下での捜索 (福島県浪江町)

### 惨事ストレス

警察では、膨大な数に及ぶ遺体を収容し、検視等の活動を行ってきましたが、これらの活動に伴い、損傷が著しい遺体や被災地の悲惨な状況等、通常経験することのない環境により強いストレスを受ける可能性があることから、必要に応じてカウンセリングを実施するなど、被災地での活動に従事する職員の心のケアを行っています。



遺体に手を合わせる警察官 (宮城県多賀城市)



多数の死者・行方不明者が出た小学校での捜索 (宮城県石巻市)

## 第4章 警察活動の支え

### 1 全国警察からの特別派遣

#### 警察の体制

警察では、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対し、それぞれの県公安委員会からの援助の要求等により、全ての都道府県警察から広域緊急援助隊等の警察部隊延べ約91万人（平成24年3月11日現在）、1日当たり最大約4,800人、車両約1,000台を派遣し、被災地における警察活動を強力に支援しました。



また、復旧・復興過程における治安事象の変化や警察業務の増大に的確に対処するため、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対し、合計750人の警察官を増員しました。増員された警察官については、その他の都道府県警察等において高い実務能力と被災地の復旧・復興に貢献したいという志を有する者を選抜し、24年2月1日付けで特別出向させることによりまかさないました。



辞令を受け取る特別出向者



### 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊は、7年1月17日に発生した阪神淡路大震災における災害警備活動の経験を踏まえ、**災害対策のエキスパートチーム**として、同年6月1日、全国の都道府県警察に設置されました。現在、広域緊急援助隊は、救出救助活動を行う**警備部隊**、緊急交通路の確保等を行う**交通部隊**及び検視、身元確認等を行う**刑事部隊**から構成されています。

東日本大震災においても、地震発生直後から、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対して全国の広域緊急援助隊を派遣し、津波による被害状況が判明しない中で、救出救助、緊急交通路の確保、検視、身元確認等の災害警備活動を行いました（震災の教訓を踏まえた部隊の拡充については44頁を参照）。

#### 広域緊急援助隊の概要

- 大規模災害発生時において、迅速・的確な災害警備活動を行うために、都道府県を越えて広域的に即応できる災害対策の専門部隊

#### 警備部隊

体制：47都道府県に約2600人  
任務：被災者の救出救助、避難誘導等

新潟県中越沖地震の教訓を踏まえ、全国12都道府県警察の広域緊急援助隊警備部隊に、極めて高度な救出救助能力を有する特別救助班（P-REX）を設置（約200人体制）

#### 交通部隊

体制：46都道府県に約1500人  
任務：緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等

#### 刑事部隊

体制：47都道府県に約600人  
任務：検視、身元確認、遺族への遺体の引渡し等

### 事例 ～広域緊急援助隊としての活動～

私は、警視庁広域緊急援助隊の第一陣約100名の一人として、発災直後の平成23年3月12日早朝から宮城県仙台市若林区において救出救助活動を実施しました。現地に到着した私たちの目の前には、津波により根元から折れ曲がり、鉄筋だけになった電柱、コンクリートの土台もろとも破壊された家屋等、かつて見たこともない光景が広がっていました。

私たちは「助けを待っている人が必ずいる」との思いで一步一步足を進めていきましたが、周囲はがれきの山と浸水で、がれきから突き出した釘を踏み抜く者や首まで深みにはまって仲間に助け出される者等も発生し、さらには余震の度に避難を余儀なくされるなど、救出救助は手探りとなり、時間との闘いの中、困難を極めました。そのような中でも、漏れ出すガスタンクの横を勇敢に進み、泥だらけになりながら、限られた時間の中で声の限りに要救助者を捜しました。そして、背丈の高さを超え、延々と続くがれきを乗り越え、家屋に取り残された半身不随の男性を救助した時は、我々に与えられた任務の重要性や使命感を感じました。

前警視庁特科車両隊第二中隊長（現警察庁警備局警備課） 向井祐輔



宮城県仙台市での救出救助活動

## 第4章 警察活動の支え

### 2 警察の情報通信

警察の情報通信は、平常時における情報通信を確保することはもちろんのこと、重要事案、事故、災害等の突発的な事態においても迅速に所要の情報通信を確保し、状況の変化と警察活動の進展に即応した適切な運用を図ることを使命としています。

東日本大震災では、電気通信事業者の回線が不通になり、携帯電話が通話困難になる中、**警察が独自に整備・維持管理している無線多重回線、車載通信系を始めとした各種の警察無線等**が、被災状況の把握、被災者の救出救助や避難誘導、行方不明者の捜索等を行う上で、**重要かつ不可欠な情報の収集・伝達手段**となりました。

#### 警察の情報通信の維持

震災により、東北地方を中心に、警察本部、警察署等に大きな被害が出ましたが、警察通信施設もその例外ではなく、無線中継所も倒壊はしていないものの、無線アンテナの湾曲等が発生するなど、放置しておけば警察通信の維持に多大な影響を及ぼす事態が発生しました。そこで、警察では、**応急用アンテナの仮設等の応急措置**を施し、通信の途絶及び余震等による被害拡大を防ぎました。

また、地震の影響により、データ通信に利用していた電気通信事業者の回線が途絶したことから、関係する各情報通信部において、**警察独自の無線多重回線に通信機器の仮設等の応急措置**を講じ、警察活動に必要な情報通信を維持しました。

さらに、地震発生直後から、東北・関東地方で、多くの警察通信施設が停電となり、被災県を中心に停電が長期化したため、**非常用発電機の活用により無線中継所の電力を確保**するとともに、**山頂付近の無線中継所まで徒歩で非常用発電機の燃料を搬送**し給油を続けるなどして、警察通信施設の機能を維持しました。



捜索活動における警察無線機の利用



無線中継所への燃料の搬送



### 機動警察通信隊の活動

各都道府県情報通信部に置かれた機動警察通信隊は、災害の発生時等に警察本部と現場警察官との間の連絡が円滑に行われるよう、様々な通信対策を行っています。

本震災でも、被災県の機動警察通信隊は、地震発生後直ちに出勤し、ヘリコプターテレビシステム、衛星通信システム等の通信機器を運用し、被災状況、住民の避難状況等の映像を、警察庁、首相官邸、警察本部、現地警備本部等にリアルタイムで伝送するなど、情報の収集や伝達を通じて、迅速かつ的確な救出救助活動に貢献しました。また、都道府県警察から被災地へ派遣された広域緊急援助隊に機動警察通信隊員が帯同し、無線アンテナの設置、無線機器への応急措置等を行い、広域緊急援助隊の活動に必要な通信を確保しました。



ヘリコプターテレビシステムにより撮影した津波の状況  
(岩手県陸前高田市)



被災現場の映像を伝送する機動警察通信職員

### 救出救助、捜索等の活動における情報通信技術の活用

衛星画像は、被災状況の把握等に大きな効果を発揮しており、本震災でも、被災前後の衛星画像を用い、被災状況の把握、被災者の救出救助計画の検討等に活用されました。

また、大量の行方不明者に関する情報を警察情報管理システムに迅速・簡易に登録する支援ツールを作成し被災県警察に配布するとともに、身元不明の死者が所持していた携帯電話の解析等によりその身元を特定するなど、行方不明者の捜索及び身元確認の効率化を推進しました。



陸前高田市役所周辺の被災実態を捉えた衛星画像

## 第4章 警察活動の支え

### 3 関係機関との連携

#### 首相官邸・関係省庁との連携

地震が発生した直後から、警察では、関係機関に様々なレベルで連絡官を派遣し、情報の収集及び共有、対応の協議等を行いました。

例えば、警察庁では、首相官邸や関係省庁に対して地震発生直後から幹部を含む要員を派遣し、24時間体制で情報収集・伝達を行ったほか、被災地への政府調査団にも要員を派遣するなど、政府レベルでの震災対応に積極的に参画しました。

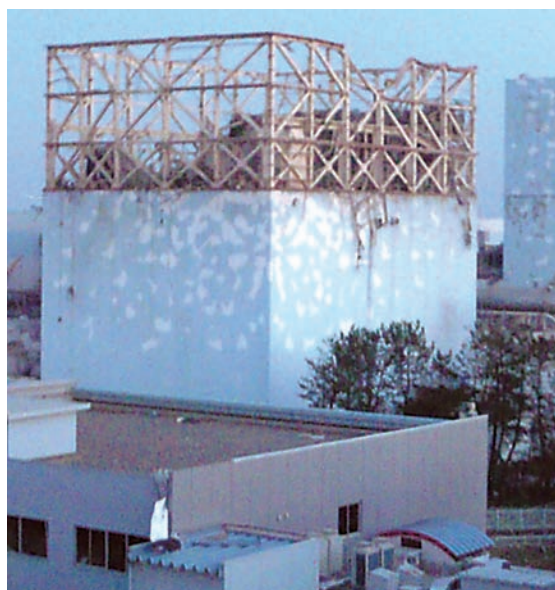
また、都道府県警察では、発災直後から都道府県や市町村に連絡要員を派遣して情報共有に努めました。



3月11日、官邸に入る中野国家公安委員長（当時）  
（時事）

#### 事例 ～水素爆発の第一報～

平成23年3月12日15時36分、福島第一原子力発電所1号機で水素爆発が発生しました。警察では、地震発生後の11日夜から同発電所周辺の住民の避難誘導等を行っていましたが、爆発の直後に、現場付近で活動していたパトカーからは「原発から白い煙が出ている」との内容の無線報告を、ヘリからは「上空から見ると原発建屋部分が壊れ、内部が見える状態である」との内容の無線報告を受けたことから事態を認知しました。この情報は福島県警察本部から直ちに警察庁に報告されたため、警察庁ではこの情報について、オフサイトセンターに照会したところ「原発からの報告がない」との回答でありましたが、首相官邸にいち早く報告したところ、この一報が福島第一原子力発電所1号機における水素爆発に関する官邸への第一報となりました。



福島第一原子力発電所1号機  
（東京電力株式会社）



自衛隊・海上保安庁・消防との連携

被災地においては、警察部隊だけでなく、自衛隊や消防等、他機関の部隊も多く派遣されていたところ、これら他機関の部隊との連携も重要な問題となりました。

警察では、省庁間の協議により、被災地において不足した**警察車両の燃料**について自衛隊から補給を受けたほか、被災地における部隊間の協議により、**自衛隊の重機の支援**を受けて警察部隊が**搜索活動**を行うなど、様々なレベルでの連携を実現しました。



自衛隊と共同して救出救助にあたる警察官  
(宮城県仙台市)



自衛隊と共同して搜索活動を行う警察官 (左:宮城県山元町、右:宮城県仙台市)

事例 ～現在も行われている搜索活動～

宮城県石巻市では、平成24年2月、警察が、海上保安部及び消防等とともに集中搜索を行いました。

現在でもがれきが散在する海岸線の付近を海上保安部とともに合同搜索したほか、いまだに児童4人と教員1人が行方不明となっている大川小学校周辺では、市が国や県の協力を受け、付近を流れる河川を約1.3キロにわたってせき止め、遺族が見守る中、重機を用いて搜索を行いました。



宮城県石巻市における搜索活動



### 4 医師・歯科医師等との協働

#### 検視等の立会い

検視等に当たっては、医学的見地からの意見を踏まえて死因等を判断する必要があります。本震災では、極めて多数の遺体が発見・収容されたため、検視等への立会いについて、多くの医師からの協力が不可欠でしたが、発災直後から**日本法医学会、日本医師会等から積極的な支援**が得られ、全国から多くの医師が被災地に派遣されました。派遣は平成23年7月まで継続され、延べ約**1,100人**の派遣医師が、被災3県の医師との協働作業に取り組み、検視等の円滑な遂行に多大な貢献をしました。



医師による検視等への立会い



医師による書類の作成・整理

#### 歯牙形状の記録等

身元確認に有効な歯牙形状の記録等に関しても、発災直後から**日本歯科医師会等の積極的な支援**が得られ、全国から多くの歯科医師が被災地へ派遣されました。派遣は23年7月末まで継続され、延べ約**1,600人**の派遣歯科医師が、岩手県、宮城県及び福島県の歯科医師と共に、遺体の歯の治療状況等を1体ずつ記録化しました。これらの記録については、遺体と似た身体特徴を有する行方不明者の診療カルテと照合され、遺体の身元確認に活用されています。



遺体の歯の治療状況等の記録





## 5 ボランティアや民間事業者との連携

### 金融機関・ATMに対する防犯対策の強化

震災により閉鎖した金融機関、コンビニエンスストア等のATMや金庫から現金を窃取する事件が多発したことから、警察庁から金融機関等に対して、**管理強化や現金の早期回収**等を要請しました。また、**金融庁、関係金融機関、ATM運営会社等と「被災地等における安全・安心の確保対策」**にかかる連絡会議を開催し、コンビニエンスストア等に設置されたATMの防犯対策の強化について申合せを行いました。



ATMを狙った犯行の現場（福島県南相馬市）

### 自主的な防犯活動への支援

被災地においては、被災者の不安の解消や犯罪の未然防止のため、**ボランティアによる防犯パトロール等の自主的な防犯活動**が実施されました。

警察では、被災者との合同パトロールを実施したり、自主的な防犯活動を行ったりする団体や個人に対して、活動用ジャンパー、腕章、懐中電灯等が十分に行き渡るようにするなどして、こうした団体の結成や活動を支援しました。

また、通常は被災地以外で活動している青色回転灯装備車が被災地において活動できるようにし、このような車両を用いた防犯パトロールを支援しました。



ボランティアによる防犯パトロール



青色回転灯装備車による防犯パトロール

## 第4章 警察活動の支え

### 6 海外からの支援部隊

#### 支援部隊の受入れ

本震災では、発生以降、海外から多くの支援部隊が派遣されました。

警察庁では、このうち、韓国、シンガポール、メキシコ、台湾、ロシア、フランス、モンゴル、南アフリカ、トルコ及びインドの**合計 10 カ国・577人**の支援部隊の受入れに対応し、被災県警察では、これら支援部隊と協力して捜索活動を行いました。

国名	活動期間	派遣人員	主な活動場所	国名	活動期間	派遣人員	主な活動場所
韓国	3月12日～23日	107名等	宮城県仙台市	ロシア	3月16日～18日	第1陣75名 第2陣81名	宮城県石巻市
シンガポール	3月13日～15日	5名等	福島県相馬市	モンゴル	3月17日～19日	12名	宮城県名取市
メキシコ	3月15日～17日	12名等	宮城県名取市	トルコ	3月20日～4月8日	32名	宮城県多賀城市
フランス	3月16日～23日	134名	宮城県名取市	南アフリカ	3月19日～25日	45名	宮城県岩沼市
台湾	3月16日～18日	28名	宮城県名取市	インド	3月29日～4月6日	46名	宮城県女川町

警察が受け入れた海外支援部隊



南アフリカからの支援部隊 (宮城県名取市)



インドからの支援部隊 (宮城県女川町)

#### 事例 ～海外の治安機関関係者からの言葉～

警察には、常日頃交流のある海外の治安機関関係者からも多くの言葉が寄せられました。「津波が迫り人々が高台へと避難する中、亡くなった警察官は逃げ遅れた人々を助けるために逆に下へ下へと降りていかなければならなかったのでしょうか。そうした彼らの行為は警察官としての宿命であり、彼らの勇気と行動は世界のいかなる地域の警察官であったとしても、皆が共感するものであります。国は違えど同じく平和を守るために生きた彼らのことを我々は同じ仲間、兄弟のように思っています。」

ある関係者は、以上のように述べ、警察の担当者に香典を手渡しました。



## 7 被災者との交流・激励

警察は、被災県警察を中心に、震災発生以降全国から延べ約91万人の部隊を派遣し、様々な活動を行っています。その中では、被災者の方々と多くの交流があり、また、被災者の方々から激励を受けることも少なくありません。

被災者の方々からかけていただいた一言一言で、警察部隊は励まされ、使命感を強めました。

いただいた激励に応え、被災地の復旧・復興に貢献すべく、警察は今後も全力で活動していきます。



被災地の小学生との交流(宮城県石巻市)

### 事例

関東管区機動隊のある部隊は、平成23年6月から7月にかけて福島県に派遣され、双葉町など福島第一原子力発電所から10キロ圏内で捜索活動を行いました。

派遣期間中、部隊は福島第一原子力発電所から30キロ以上離れている宿泊地に宿泊し、毎日車両で捜索場所まで往復していましたが、現地の小学生たちは、部隊が通過する道路上で、朝夕、休日、そして雨の日は合羽を着て、真っ白な紙に大きな文字で「いつもありがとう」「ガンバレファイト」と書いた横断幕により、部隊に対して応援をしてくださいました。

その後、小学生から機動隊に対して、「福島のためにありがとうございました」「栃木県警の方々は、これからも災害派遣などあって大変だと思いますが、私たちはこれからもずっと応援しているので頑張ってください」などと書かれた手紙と写真が届けられました。

これに対して、機動隊員からは、励ましてもらったことへの感謝の気持ちを込めた色紙が送られました。



## 第5章 震災の教訓を踏まえた今後の取組

### 1 東日本大震災における警察活動の検証

警察は、東日本大震災において、被災者の救出救助や被災地の安全の確保等幅広い活動を行ってきました。一方で、災害における犠牲や損害を少しでも減らすために、警察がなすべきこと・できることについて、反省・教訓が各方面に見受けられました。

そこで、警察庁では、平成23年11月、以下の項目に沿って東日本大震災における取組全般について検証を実施し、公表しました。



広報資料「東日本大震災における警察活動に係る検証」(11月)

#### ① 体制の確立

- 警察庁庁舎等が被災した場合も想定し、災害警備本部の移転を含めたバックアップ機能の検討や執務時間外における迅速な災害警備本部の立ち上げについての検討が必要。
- 広域緊急援助隊の自活能力の向上について検討が必要。
- 長時間かつ大規模な応援部隊の派遣の在り方や被災県警察への支援についての検討が必要。
- 警察用ヘリコプターの運用に関し、駐機場の確保、燃料の確保等について、関係機関と連携して検討を進めていくことが必要。

#### ② 被災者の避難誘導・救出救助

- 住民や警察官に被害を出さないよう、津波到達時間に十分に配慮した避難誘導方法等の検討が必要。
- 津波警報の伝達等に関し、関係機関との緊密な連携が必要。
- 今回の震災で有効であった装備資機材（トビ口、胴長靴等）の更なる整備が必要。

#### ③ 身元確認

- 大規模災害発生時における検視、身元確認等に万全を期すため、装備資機材の整備・充実を図るとともに、多様な確認方法について検討することが必要。

#### ④ 交通対策

- 首都直下地震等の大規模災害の種別ごとに、広域的な交通規制計画を策定することが必要。
- 緊急通行車両の事前届出制度の見直し等について検討することが必要。

#### ⑤ 被災地における安全・安心の確保

- 震災に便乗した悪質な犯罪が発生しないよう、パトロールや取締りの強化等、各種犯罪等への対策を進めていくことが必要。
- 治安情勢に係る正確な情報提供の在り方についての検討が必要。

#### ⑥ 警察の情報通信の確保

- 大規模災害等発生時においても、警察の情報通信が途絶しないよう、警察通信施設の耐災害性の強化等の対策が必要。

#### ⑦ 原子力災害への対応

- 原子力災害に備え、実践的訓練や放射線の特性等についての教養、装備資機材の整備等の一層の推進が必要。



### 2 今後の災害対策の検討

災害対策における警察の責務を今後とも着実に果たしていくためには、本震災における警察活動の検証を踏まえ、今後の災害対策を検討し、その結果を、災害が発生した際に迅速かつ的確に対応できる体制の構築等各種施策に反映させていくことが不可欠です。

そこで、警察では、**警察庁**においては次長を、**全ての都道府県警察**においては警察本部長をそれぞれ長とする**災害対策検討委員会**を設置し、**約90項目に及ぶ事項**について部局横断的かつ集中的な検討を進めています。



警察庁における災害対策検討委員会

#### 警察庁における検討事項

##### 1 業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築

初動措置関係／業務継続関係／バックアップ体制関係

##### 2 制度の改善・見直し

部隊派遣関係／検視、身元確認等及び行方不明者関係／交通規制関係／被災者支援関係／広報関係

##### 3 関係機関・団体との協議

初動警察措置関係／交通規制関係／検視、身元確認等及び行方不明者関係／治安維持・被災者支援関係

#### 都道府県警察等における重点検討事項（約90項目）

##### 1 初動警察措置

初動態勢の確立／通信指令／警察用航空機の運用／警察情報通信の維持／情報の収集、集約、広報／津波災害からの避難誘導／津波災害からの救出救助／原子力災害対策／帰宅困難者対策／被留置者への対応

##### 2 交通の規制

緊急交通路の確保／緊急通行車両確認標章の交付／信号機の滅灯対策

##### 3 検視、身元確認等

遺体の取扱い／身元確認の方法

##### 4 行方不明者対策

行方不明者の搜索／行方不明者情報の収集・整理

##### 5 治安の維持

治安維持機能の回復／災害に便乗した犯罪の取締り／警衛・警護／計画停電への対応

##### 6 被災者の支援

行政手続の特例／被災者の生活・心情への配慮

##### 7 部隊の派遣

派遣部隊の招集・出勤・移動／派遣元の治安の維持

### 3 津波災害対策の強化

本震災における甚大な被害の原因となった津波への対策を強化するため、警察では、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務について防災に関し執るべき措置等を定めた「**国家公安委員会・警察庁防災業務計画**」を平成24年3月に改定しました。改定に際し、これまで震災対策編の一部とされていた「津波災害対策」を独立して扱うとともに、**迅速な避難誘導のための事前対策や津波災害発生時の対策等を具体的に記載し、対策の体系化を通じた津波災害への対応力の充実**を図っています。

#### 【迅速な避難誘導のための事前対策】

- 危険箇所や災害時要援護者に関する実態把握
- 避難場所の選定、避難経路の複数指定
- 避難のためやむを得ず車両を使用する場合における留意事項の周知徹底
- 災害時要援護者に係る避難誘導体制の整備
- 警察職員の安全を確保しつつ的確な避難誘導を行うための活動要領の策定

#### 【その他の事前対策】

- 招集出動体制の確立、教養訓練の実施
- 交通管制施設・交通管理体制の整備
- 災害用装備資機材の整備充実

#### 【津波災害発生時の対策】

- 津波警報・注意報等の伝達
- 被災者の避難誘導、救出救助
- 身元確認、行方不明者の相談活動
- 社会秩序の維持

国家公安委員会・警察庁防災業務計画における津波対策の項目

#### 事例 ～都道府県警察における取組①～

北海道警察では、市の生涯学習の場を活用し、気象庁、地方自治体、地域住民等と共に、大規模な地震及び津波が発生したことを想定した災害図上訓練を実施しました。この訓練では、地域住民が災害発生時の行動を地図に書き込み、警察官と共に適切な避難の在り方を検討しました。



図上で被災者を誘導する警察署員

#### 事例 ～都道府県警察における取組②～

香川県警察では、大規模地震に対する防災対策の一環として、津波浸水が予想される沿岸地域を中心に、防災意識の高揚と発災時の避難軽減を目的とした「沿岸地域防災減災対策訪問事業」を実施しました。県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、警察から委託を受けた警備員が、沿岸地域の世帯を個別に訪問し、津波発生時の対応等に関する注意喚起を行いました。



防災アドバイザーによる個別訪問



## 4 原子力災害対策の強化

警察では、原子力災害への対処能力を強化するため、本震災で有効性が認められた**装備資機材の整備**を行っています。

例えば、平成23年度第1次補正予算では、原子力緊急事態への対応に要する経費として、**個人被ばく線量計や放射性粉じん防護服**等を措置したほか、第3次補正予算では、原子力関連施設の安全確保に要する経費等として、**サーベイメータや放射線防護車**等を措置しました。また、平成24年度予算においては、**放射線防護服**等の整備経費を計上しています。

また、警察では、原子力災害発生時における関係機関との情報共有、地域住民への伝達方法等について自治体等と連携して原子力災害対策に関する要領を検討するとともに、厳しい想定の下で関係機関や地域住民と連携した**実践的な訓練**を実施するなどしています。



放射性粉じん防護用資機材を着け、サーベイメータで空間放射線量を測定する警察官

### 事例 ～都道府県警察における取組③～

京都府警察では、複合災害（地震・津波・原子力）の発生を想定し、住民の避難誘導、被災者の救出救助要領等に関する図上・実動訓練を、消防、自衛隊、海上保安部及び地方自治体と共同で行いました。

この訓練では、大地震の発生による津波警報の発令及び原子力発電所における放射性物質の拡散を想定して相互の連携要領等を確認したほか、避難指示区域内に地震による負傷者が取り残された事態を想定した負傷者の救助・搬送訓練を行いました。



図上訓練における検討



自衛隊員との連携

# 第5章 震災の教訓を踏まえた今後の取組

## 5 広域的な部隊運用の拡充

従来、警察では、災害対策として、発災後の人命救助等の災害応急対策を想定した部隊編成・運用を行ってきました。

しかし、本震災では、深刻な津波災害や原子力災害等に対応するため、かつてないほど長期間にわたり大規模な部隊派遣を行いました。この経験を踏まえ、大規模災害発生時において、全国警察から直ちに被災地へ派遣する部隊を拡充させるとともに、長期間にわたる警察活動を可能にすることで、種類や規模を問わず、災害に幅広く対応できる体制を構築（警察災害派遣隊の新設）しています。

具体的には、本震災において、遺体の検視、身元確認作業、遺族への対応等の業務を行う上で体制強化の必要性が明らかとなった**広域緊急援助隊刑事部隊を増員**するとともに、個々の災害の状況への柔軟な対応能力を確保するため、救出救助、行方不明者の捜索、警戒警ら等の幅広い業務に従事することを想定した**緊急災害警備隊（約 3,000 人）**を新設し、**即応部隊を拡充（最大約 10,000 人）**します。

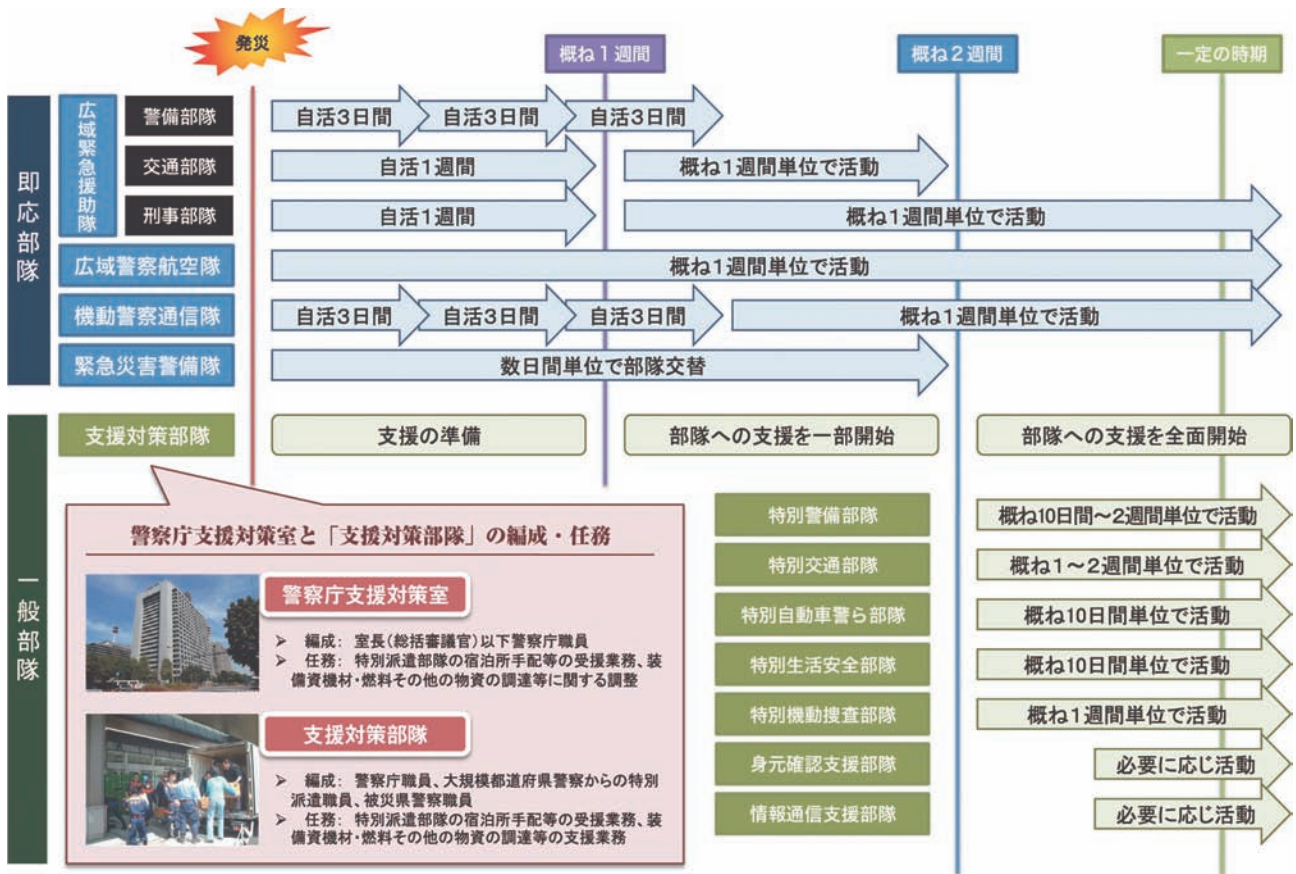
また、被災地のニーズを踏まえた幅広い業務を遂行するため、生活安全、交通、刑事、警備等の各分野について長期間の派遣を前提とした部隊を制度化し、これらの部隊に対する宿泊所の手配や装備資機材・燃料その他の物資の調達等の業務を行う支援対策部隊と併せて**一般部隊**を編成します。



警察災害派遣隊の編成



## 第5章 震災の教訓を踏まえた今後の取組



警察災害派遣隊の運用

## 6 業務継続性の確保

警察では、本震災の反省・教訓を踏まえ、**従来の被害想定以上に警察庁庁舎等の被害が甚大である事態においても業務継続性を確保**するため、非常時優先電話の設定がされた公用携帯電話の活用などの情報伝達手段の確保やへり、自転車の活用などの非常参集の環境整備といった**情報伝達・非常参集の迅速化**、非常時優先業務の再設定や備蓄資機材等の拡充等の災害警備本部の体制強化といった**業務継続体制の見直し**、災害時の**バックアップ施設の多重化等**、業務継続体制やバックアップ体制に係る**検証及び必要な見直し**を行うとともに、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」の改定に向けた検討を実施しています。

### 事例 ～都道府県警察における取組④～

神奈川県警察では、大規模な地震及び津波が発生した場合を想定した訓練を実施し、警察本部が被災した場合の代替施設である「神奈川県警察実務研修所」に指定職員を参集させるとともに、警察本部から代替施設要員を急派し、災害警備本部の設置要領を確認しました。



警察本部から代替施設への部隊の移動訓練





# 東日本大震災と警察

平成23年 ～回顧と展望～

## 警察庁



私有地内  
無断駐車禁止

自衛隊警察消防士の方  
復旧関係者の皆様 ーかとうさ  
また御 是夫と忘れません

ハ  
りか